

著作権研究班 設立趣意書

平成30年6月11日

訴訟実務部会幹事 弁護士 高山 和也
特許・実用新案部会幹事 弁理士 古山 裕

近年、知的財産の重要性が一層の高まりを見せるなか、新たな技術やビジネスが生まれるのに伴い、知的財産法関連各法令間の境目は次第に薄れ、一つの技術やビジネスを考える上で、複数の関係法令が多面的にかかわるようになってきている。

知的財産法のなかでも、特に著作権法については、知財戦略や企業間取引といったビジネス的な側面での問題のみならず、インターネットの普及と技術的制約の解放がもたらしたことによる身近に溢れる様々なコンテンツの利用により、個人の日常生活においても著作権法上の問題が突如として生じる。このような複雑な様相を呈している現状について、弁理士・弁護士をはじめとする専門的立場にある我々にとって、適格に把握した上で、そこで発生する問題について適切なリーガルサービスを提供することは社会的使命である。そのためには、著作権分野においても、法改正や裁判例等を常に Up-to-Date した上で、その背景にある社会の実情や技術の進歩を踏まえた議論を通じてそれら検討を行うことが有用である。

そこで、関西特許研究会においては、今般、主に著作権法に関する研究を行うため、新たに著作権研究班を設立する次第である。研究班での活動を通じて、単に知識の修得のみならず、各問題意識を共有した上での議論を通じて得られるものこそ、関西特許研究会の設立当初の想いに他ならない。